

▶関連 8 ページ

西原中2年生が会社設立!!?

“にしはらぼ”新たな試みの全貌

▶野菜キット



▶缶バッジ



国民健康保険に加入していない方の 受診券について

令和4年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒20歳から39歳の男女のうち
- ★子宮頸がん検診 ⇒20歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★乳がん検診 ⇒30歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★胃・肺・大腸がん検診⇒40歳以上の男女のうち
- ★歯周疾患検診 ⇒40歳、50歳、60歳、70歳の男女のうち

職場健診などの 受診機会がない方	例えば…・家族の扶養に入っている方 ・仕事に就いているが、職場での 健診機会がない方
---------------------	--

受診券の送付は4月初旬を予定しています。職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されませんが、加入している健康保険の種別に関係なくどなたでも上記の健診の対象です。受診を希望される方は、お手数ですが健康支援課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

国保証切替のお知らせ

今年はいよいよ色！！

国民健康保険税を2月28日までに完納した世帯については、3月中旬から保険証を郵送(簡易書留)します。(窓口での切替手続きは不要です)

ただし、下記の世帯は窓口での切替手続きが必要です。

- ・国民健康保険税を2月28日までに完納していない世帯
- ・福祉施設等への入所や修学のために住民登録を町外に移した方がいる世帯(対象者の被保険者証は、窓口での切替になります。在園証明書、または在学証明書を持参のうえ、来庁をお願いします。)

3月中旬頃に郵送される「きりかえのお知らせ」ハガキをご確認のうえ、福祉保険課窓口まで来庁をお願いします。

期間：3月15日(火)～3月31日(木) (土日・祝日を除く)
受付時間：8:30～17:00 (12時から13時を除く)

期限切れのまま医療機関で
受診すると全額自己負担になりますので、
切替手続きは忘れずにお願いします！

【お問い合わせ】
福祉部 福祉保険課 国民健康保険係 ☎911-9163



住民票の異動(変更)届は14日以内に！

転入届・転居届 異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。

転出届 転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。

種類	届出の際に必要なもの	
	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 → 西原町へ	<ul style="list-style-type: none"> ◎転出証明書(前住所地で発行された証明書) ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎届出人の本人確認ができるもの ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・個人番号カード ・パスポート ・在留カード ・健康保険証等
転出届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 → 西原町へ		
転居届 (町内で引越しをしたとき) 上原〇〇番地→幸地〇〇番地	<ul style="list-style-type: none"> ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上家族のもとを離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。

※別世帯の方(例：県外に住む家族等)が転入届出をした後に住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ご不明な点がございましたら、町民課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】総務部町民課 住民年金係 ☎945-5012

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませ下さい。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和4年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を解体しただけでは廃車(抹消)手続をしたことにはなりませんので、車両の解体後は各窓口にて手続が必要となります。ご注意ください。

～3月末になると窓口がたいへん混み合います。早めの手続をお願いします。～

車種/排気量	抹消	名義変更	住所変更	手続窓口/お問い合わせ
原動機付自転車 ～125cc 小型特殊自動車 (ミニカー・農耕用作業)	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ※町外転出の場合 左記抹消手続参照 ※町内転居の場合 不要 	西原町役場 総務部 税務課 TEL 098-945-4729
軽二輪車 126cc～250cc	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 ・自賠責保険証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出済証(検査証) ・新住所の住民票抄本 ・自賠責保険証明書 	沖縄総合事務局 陸運事務所 TEL 050-5540-2091
小型二輪 251cc～	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 	
軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・ナンバープレート 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本 (写しでも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 (写しでも可) 	軽自動車検査協会 TEL 050-3816-3126

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、手続してください。